

華嚴会免田の収取と領主

佐藤泰弘

はじめに

一世紀の中頃、東大寺上座慶寿は平群郡に広大な所領を営んでいた。その分布は竜田川流域の内平群から富雄川が大和川に合流するあたりにまで広がり、内平群の所領は土田荘、富雄川下流の所領は福田荘と呼ばれていた¹⁾。

康平八年(一〇六五)、慶寿は華嚴会料物の不足を補うため、福田荘・土田荘の加地子を施入した。その所領は後家が継承したのち、承保三年(一〇七六)、東大寺大仏供の香菜免田のうち約二〇町が定免として置かれた。これが香菜免の「福田荘」である。また慶寿の所領には興福寺の進官免も置かれており、「吐田荘」と呼ばれた。雑役免によって香菜役と進官役を勤め、加地子によって華嚴会役を勤めたのである。

しかし慶寿の後家が死去すると、所領を伝領した領主たち

は華嚴会役を怠るようになった。香菜役・進官役は雑役免除という負担軽減措置があるのに対し、華嚴会役は加地子つまり領主得分を割いて東大寺に納めるためである。そこで華嚴会料の収納が領主の意向に左右されることを避けるため、嘉承二年(一一〇七)、東大寺は二〇町の香菜役を止めて、その代りに華嚴会の饗膳を勤仕させることにした。こうして雑役免田としての華嚴会免田が成立した。

香菜免田の収取は東大寺別当のもと三綱が携わったが、華嚴会免田は大衆に委ねられた。天仁三年(一一一二)に大衆は、免田に段別一前の饗膳(飯六升・温飯二升・追物八種・汁二種)を課し、加地子により菓子・酒を勤めることを定めた。しかし菓子・酒の支弁は早くに無実化したと考えられ、饗役は福田荘・土田荘ともに米を納めるようになった。

香菜免田と進官免田は同じ坪に置かれた場合でも合わせて

一町を超えないように調整されていた。^② 華厳会免田は福田荘・土田荘(内平群)を合わせて一九町九段三〇〇歩であり、進官免田は公田畠・不輪田畠の合計が三〇町七段二二〇歩である。都合五〇町七段一六〇歩の雑役免田が慶寿の所領に置かれていた。免田ではない田地もあると考えられるため、この田数は慶寿領の最低面積である。^③

本稿では、一二・一三世紀における饗料収納の仕組みと領主の動向を考察する。

一 一二世紀の華厳会免田

1 三つの注文

一二世紀における華厳会饗料の收取について三通の注文が残されている。①保延三年(一一三七)三月日華厳会床饗免田名々注文案、②承安五年(一一七五)三月二八日華厳会饗勤否注文案、③年月日未詳華厳会床饗免田注文案である。^④ 注文①は華厳会免田の全体を簡略に記し、注文②③は福田荘を除いた内平群(土田荘)のみの収納状況を取りまとめたものである。まずそれぞれについて簡単に検討を加える。

①保延三年(一一三七)三月日華厳会床饗免田名々注文 この注文は華厳会免田の田数を一一の名ごとに記したものであり、一部に領主や収納状況を付記している(表1の①欄参照)。嘉承二年の田数と対照すれば、福田荘九町八段を除く一〇町二段が土田荘に由来することがわかる。ただし内平群の免田が二町六段以上も減り、その分だけ福田荘が増えて、内平群と福田荘とがほぼ同じになっている。

福田荘は領主の注記を欠くが、北土田荘が覚仁、南土田荘が河内権守清貞である。樺田の領主は公深、武重は一乘院であり、注記のない知事実円・兼秀は領主の名前である。^⑤ 春禪・為助・国重も領主の名だらう。個々の所領が收取単位となつていたのである。

一一ある名のうち南北土田荘と福田荘のみが荘を称しているのは、慶寿の土田荘・福田荘を継承しているからだろう。^⑥ 注文①は免田数を示すだけであり、個々の領主の所領規模を示すものではない。しかし福田荘は分割されず一荘として伝領されている可能性が高く、土田荘は上下に分割されたうえ、少なくとも八人の領主に譲渡もしくは売却されたことが確かである。これは久安四年(一一四八)の雑役免顛倒注文が内平群の免田について「領主、一乘院領少々、并せて郡内の下

【表1】華厳会免田の名

嘉承2年(1107)			①保延3年(1137)				②承安5年(1175)			③年未詳					
段	歩		段	歩	注記	段	歩		段	歩					
土田荘	128	240	櫟田	6	120	阿波君公深領	→	櫟田	6	120	→	櫟田	6	300	
			南土田荘	38	180	河内権守清貞領。但見勤十七前半、対捍廿一前。	→	南土田	39	120	→	下土田	40	60	
			北土田荘	10	120	覚仁見領	→	上土田	2	120	→	上土田	46	180	
			国重	10	240		→	勢与名	10	240	→	勢与	7		
			武重	13	180	一乘院御領	→	兼殿勢尊名(成重小荘)	21		→	小庄	17		
			兼秀	2	240		→	勢暹名	9	120	→	勢暹	1	120	
			春禪	2				→	豊恒名	3		→	助正入道	3	
			知事実円	12					東南院	7			小庄・上・下	6	180
			為助名	3		号吉田御庄威不動。			助定	2					
			勢弁	3						宗貞名	2				
小計		102						103	240						
福田荘	71	60	福田荘	98											
合計	199	300	合計	200											

華厳会免田の収取と領主

人ら散々に領す」と説明する状態に一致している。⁽⁷⁾

②承安五年(一一七五)三月二八日華厳会饗勤否注文

この注文は内平群における華厳会饗膳の進納額を名ごとにまとめ、三件の未進の事情を記したものであり、作成者は覚仁である。日下に「以此文後々可致沙汰也。覚仁在判」とあることから、覚仁が饗料の収納業務(とくに三件の未進処理)を後任に引き継ぐために作ったと考えることができる。

注文はまず南土田・櫟田・勢与名・兼殿勢尊名・勢暹・宗貞名・豊恒名について進納を記している。饗役は前数(饗膳の数量)で示されているが、一前が一段に当り段別一斗である。⁽⁸⁾次に南土田を例示する。細字及行は一行に改めた。

A 南土田見勤卅九前小、内十七前安成弁、仲清徒⁽⁹⁾

- 二 郎丸上、住南水門 同内二前是末上、勝泉房領、四郎入道兄弟常
- 戸南 同内四前久成上 同内一前菊成上、紀源次領 同内二
- 前武貞上、即同領 同内二前国清上、成智房領 同内二前則清上。
- 但信貴之松惠房買伝之云々 同内三前貞包上、深観房領 同内三

前正綱上
已上南土田分所弁卅八前 不足一前小五郎房、若卅二坪等分敷。

南土田は三九前小つまり三町九段二二〇歩の免田があり、饗役を勤めている。その内訳として「二前久成上」のように進納額・進納者が記され、一部には「一前菊成上、紀源次領」のように領主も併記されている。各進納額を合計すると三八前となり、一前小が不足する。饗料を収納した時の記録（収納日記）を名別に集計したところ、すでに算定されていた名の収納総額と食い違いが生じたのである。覚仁は未進が五郎房もしくは三三坪の分かと注記している。

このように注文は七つの名ごとに進納額を記し、その後、次のように各名の未進分を抜き出して列記している。

B 五郎房一前 三里卅二坪一前 助定二前 緑花房三前
 助守二前 成重小庄尙未進一前半之可レ尋レ之 勢邊名助
 守一前 上土田二前小 東南院領七前

このうち助定・上土田・東南院領は承安五年の進納実績がない。

表1の②欄に名ごとの集計を田数で示した。表2はその細目である。未進が二割ほどあるため饗料を納めた田数は八町二段一八〇歩（八石二斗五升）である。また南土田には七人の領主がみえるが、そのほかの名は一人の領主の所領と考えられる。

保延から承安まで四〇年ほどを経ており、久安から平治の頃には収取が滞っていたと思われるが、保延と承安の総田数はほぼ同じである。しかし各名についてみると、櫛田・南土田を除いて、変動が大きい。とくに上土田（北土田）は田数が大幅に減っている。その他の名は①から②への継承関係を想定できるものもあるが、入れ替わっているものもある。この変化は領主が変わったことを反映しているのであろう。

つぎに三項目の未進・対捍について紹介する。

C 一、南土田東条三里卅二坪三段内、見勤二段、不勤一段也。件坪内南土田領六段云々。内進官四段饗免二段者、不足一段也。案レ之、坪内上土田一段・水氷三段云々者、若清貞等売放歟。然者付二件田一可レ致三沙汰一之由、
 下一知仲清二畢。

三里三二坪には華嚴会免田が三段あるが、饗役の勤仕は二段だけで、一段は勤めていない。この坪にある南土田領は六段であり、その内訳が進官免四段・饗免二段である。本来は饗免が三段あるべきところ、二段に減っているのである。一方、同坪には上土田が一段、水氷が三段を所持している。南土田六段・上土田一段・水氷三段を合わせるとちようど一町になることから、南土田領は本来七段あったが、領主の清貞

【表2】承安5年の領主と作人

	段	歩	段	歩	作人	領主
櫛田	6	120	6	120	常任上	
南土田	39	120	17		安成弁	仲清仮
			2		二郎丸上	住南水門
			2		是末上	勝泉房領、四郎入道兄弟常戸南
			4		久成上	
			1		菊成上	紀源次領
			2		武貞上	即同領〔武貞〕
			2		国清上	成智房領
			2		則清上	但信貴之松惠房買伝云々
			3		貞包上	深観房領
			3		正綱上	
			1	120		(五郎房、若卅二坪等分歟)
勢与名	10	240	10	240	宗包上	在大夫領
勢暹名	9	120	3		久成上	
			1		助守上	
				120	正綱上	
			2		為次上	
			2	240	□位則方上	顯秀本領
			1		助守	
宗貞名	2		2		安元弁之	
豊恒名	3		3		則行弁	助正入道界増領
兼殿勢尊名 (成重小莊)	21		1		菊成上	号成重小庄
			1	180	武貞上	
			5	180	正綱上	
			1		為清上	
			5	180	松惠房上	(同内歟)
			3		縁花房	
			2		助守	
1	180		(尚不足、可尋之)			
東南院	7					
助定	2					
上土田	2	120				
合計	103	240				

1) 田数のゴシックは未進分。

2) 注文は所弁8町3段半・未進2町大と集計する(計10町4段60歩)。しかし各所進・未進の内訳の集計と厳密には一致しない。南土田の未進1段120歩は、未進内訳では五郎房・三里卅二坪が各1段となっている。

【表3】嘉承と年未詳注文の坪付対照表

条里	坪	嘉承2年		年未詳注文								
		段	歩	名	段	歩	段	歩	領主など			
中3	36	7		勢与名	7		7					
東3	26	1	120	勢遅名	1	120	1	120				
東2	33	3	120	榎田	6	300	3	120	恒貞・清道<正吉知之>			
東2	36	3	180				3	180	恒貞・清道<正吉知之>			
東3	15	6		上土田	46	180	6		未行			
東3	16	3					3		未行			
東3	21	7					7		未行			
東3	22	2	240				2	240	宗清			
東3	28	7					7		未行			
東3	32						1		未行			
東3	33	6	120				6		未行			
東3	34	4	180				4	180	未行			
東3	35	1	120				1	120	未行			
東4	6	8					8		未行2。(未詳6)			
中3	25	5					下土田	40	60	5		号福貴寺対捍2
中3	26	1								1		宗清
中4	3	1								1		
東2	4		180								180	源次入道
東2	21	4		4		松恵坊3・心観坊1						
東2	22		240		240	松恵坊						
東2	25	1		1		平大夫入道						
東2	28	6		6		松恵房・教王房						
東3	19	5		5		武貞2・成智房2・朽田貞包1						
東3	27	1		1		平大夫入道。但大進官						
東3	29	6		6		松恵房						
東3	30	2		2		二郎入道						
東3	31	5		5								
東3	32	3		2								
東1	22	2		小庄	17	0	2		貞平四郎入道			
東3	2	2					2		松恵房			
東3	4	7					7					
東3	20	6					6					
中4	11	3		助正入道	3		3					
東3	3	6	180	小庄・上・下	6	180	6	180	貞包・松恵房・勢進			
合計		128	240		128	120						

上土田の東条3里32坪1段は嘉承2年には下土田である

等が饗免一段分を上土田もしくは水氷に売却したことが考えられる。そこで売り払った一段分については、田地を買得した領主から饗役を収取するように、覚仁は仲清に下知したのである。後に検討する年未詳注文によると東条三里三二坪には饗免三段があり上土田一段・下土田二段である。饗免田一段の売却先は上土田の領主であったことがわかる。

D 一、同里廿坪縁花房領内饗免三段内一段対捍事。件人領五段也。其内兼殿号^二入田^一、年来為^二二段^一之処、近年彼庄司智暹押致^二入田三段之催^一之後、饗免内一段所々^二洪^一也。

東条三里二〇坪には縁花房領が五段あり、そのうち三段が華厳会饗免、二段が兼殿入田であった。兼殿とは一乘院領兼殿荘のことである。「入田」とは兼殿荘が縁花房領を荘内に取り込んで雑役を収取しているのではないかと思われる。ところが兼殿荘司知暹が入田として三段分を収取したため、饗免一段分を洪っている。注文において縁花房領は三段が未進となっており、饗免の数量が決まらないため、納めていなかったのであろう。

縁花房領三段は兼殿勢尊名(成重小荘)に属している。嘉承二年坪付によるとこの坪には饗免が六段あるので、残り三

段は縁花房以外の領主であったことになる。また年未詳注文では六段の饗免が小荘つまり兼殿荘に属している。一乘院領兼殿荘の勢尊名(成重小荘)が縁花房領を含む六段の負名となっている。

E 一、中条三里廿五坪饗免五段内二段対捍事。件坪南土田内也。而清貞讓^二女子^一、夫富河泉大夫入道伝領之後、凡清貞負所饗免内廿余前所洪、多年不^二勤仕^一間、無^二其沙汰^一。近年被^二裁決^一之後、加^レ催之処、申云、件得分田二段、年来官物依^レ弁^二福貞寺^一、不^レ及^二饗勤^一云々。尋^二子細^一之処、寄^二彼寺^一事、近來作人之構也。雖^レ然尚弁^二斗代^一。已除^二饗料^一之心也。彼寺者皆^二斗代云々^一。

中条三里二五坪は饗免五段のうち二段分を勤めていない。この坪は南土田であり、清貞から女子を経て、その夫富河泉大夫入道が相伝した。ところが清貞の負所となっている饗免のうち二〇余前が問題をかかえていたため、二五坪の対捍にも対処できなかった。この「廿余前所洪」は①保延注文の南土田荘で「対捍廿一前」とあるものに対応している可能性が高い。そうであれば、対捍は三〇年余に及んだことになる。覚仁が二〇余前の問題が解決したのち二五坪の対捍について

催促したところ、伝領した二段は官物を福貴寺に納めているので饗役を勤めていないとのことである。詳しく尋ねてみると、土地を福貴寺に寄せたことは、近來作人が行ったことである。しかし福貴寺へは三斗代のところを二斗代しか納めておらず、一斗代の饗料を逃れようとしている。

覚仁は保延三年注文で北土田荘の免田一町一二〇歩の領主であり、承安五年の段階でも上土田の領主であったと考えられる。上土田の免田は二段二二〇歩に減り、未進している。しかし覚仁が特に問題としたのは、免田の売却、他荘への取り込み、寺院への寄進という土地所有権や収取権の移転に関わるものである。覚仁は、上土田の未進も含め、対応可能な事柄と考えていたのであろう。¹²⁾

③年月日未詳華嚴会床饗免田注文

この注文は内平群の免田数を条里坪ごとに書き上げ、名と領主を注記したものである。その冒頭部分は次のように記されている。

F 内平群郷東条一里廿二坪二段 小庄 領主字貞平四郎入道知之
 二里四坪百八十歩 下土田 源次入道沙汰 今得光沙汰

卅一坪四段 下土田 松惠房三段・心観房一段

細字で書かれた注記のうち、「小庄」「下土田」等は名の呼称である。また「領主字貞平四郎入道知之。今得光沙汰」「源次入道沙汰」「松恵房」のように人名が書かれた部分は領主の名前であらう。作成年代は泉谷康夫により承安五年以降と推定されている。¹³⁾ 表1の③欄には名ごとに集計した田数を示し、表3に細目を掲げた。

この坪付は末尾に「已上、十二丁八段大内三段百廿歩対捍敷」と記し、坪付の田数も総計で一二町八段二二〇歩となる。総田数は嘉承三年の土田荘のものに回復している。¹⁴⁾

七つの名は承安五年にも見えていたが（助正は豊恒名の領主）、名の数が承安五年の一〇から七にまで減っている。上土田・下土田・小荘の三つで九割を占め、上土田・下土田の規模がほぼ並んで飛び抜けている。なかでも上土田の田数は承安五年から大幅に増加している。この増加分には、勢与名・勢暹名・東南院・助定・宗貞名および福田荘からの移転分などが含まれているのであろう。

なお一三世紀になると東大寺は内平群の華嚴会免田を上土田荘・下土田荘として把握するようになるが、その傾向はすでに現れている。

2 南土田の名主

三通の華厳会免田注文によると、内平群（土田荘）の免田数は、一二町八段二四〇歩に始まり、①一〇町二段、②一〇町三段二四〇歩、③一二町八段一二〇歩（二四〇歩）と変動している。土田荘の田数は本来、福田荘より五町ほど多かったが、①②では福田荘とほぼ等しくなっている。免田が増減していることの実態は未詳である。少なくとも保延から承安の間は、内平群と福田荘の免田数が同じ規模に調整されていたのである。

また表1に示したように、この三通の注文からは、内平群の土田荘（吐田荘）が、上・下（南・北）に分かれ、さらに多数の領主に売買・譲与されていく様子を窺い知ることがができる。領主には成智房・紀源次など寺僧・俗人が見えるほか東南院・一乘院など有力な院家も見えている。上土田荘・下土田荘や一乘院領の勢尊や兼殿荘内成重小荘は、正治二年（一一〇〇）の維摩会不足米餅等定にも見いだすことができる。¹⁶

東大寺は華厳会役を収取するため、領主の所領を名としたり、複数の所領を組み合わせる名としたりした。領主の変動とともに名の変動が著しいなかで、櫛田・南土田は安定して

いる。とくに南土田（下土田）は領主が①一人、②七人、③九人と増えて免田の分有が進行しているものの、名の田数はほぼ一定に保たれている。

保延三年の南土田の領主は清貞であり、承安五年の仲清はその子息と考えられる。仲清は「十七前安成弁、仲清従」と安成という仮名で一町七段分を弁済しており（史料A）、自作の領主と考えられる。その父清貞も同じだったのであろう。承安五年の時点で、少なくとも一町七段は仲清の所領であった。¹⁷この仲清の曾祖父は慶寿であると伝えられている。¹⁸南土田の領主は慶寿の子孫であり、免田を自作していた。南土田には華厳会免田ではない田地もあったはずであるが、その全貌は未詳である。

また仲清は「下土田東大寺華厳会饗免田名主」であり、文治四年（一一八八）にその職を子息の興福寺僧宗慶に譲っている。¹⁹仲清の父清貞も名主であったと考えてよい。寄進本主の子孫が領主として現地におり、手放した所領についても名主として饗役の勤仕を取りまとめてきた。南土田の免田が複数の領主に分有されながらも一定規模の名として継続しているのは、このような名主の存在によるのである。

3 覚仁と真妙

保延三年（一一三七）の注文に「北土田庄^{覚仁見領}」と見えるように、北土田荘の領主は覚仁であった。覚仁は南土田の清貞・仲清父子と同じように慶寿の子孫である（後掲史料I）⁽²⁰⁾。土田荘が南北（上下）に分けられた時、北土田荘は覚仁の系統に伝えられたのである。覚仁が華嚴会免田を手放していること、南土田の領主が手放した免田は南土田という名に留まっていることを勘案すれば、注文①②にみえる名の多くは北土田の免田に由来すると推定できる。

しかし覚仁は南土田の領主とは異なり、自領から分出した免田を北土田として取りまとめていない。覚仁は名主のうえに立って内平群での収納を統括する立場にあったため、そのような必要がなかったのではなからうか。

覚仁が華嚴会饗料の収納を担当していたことについては、東床饗料下行升由緒記録と呼ぶべき次のような記録が残されている⁽²²⁾。

G 抑東床饗、為^二年預五師之沙汰^一之時、饗料不足之上、器物追年不^レ定。被^レ付^二威儀師覚仁^一之後、以^二黒田庄本斗^一収納、以^二同庄御封斗^一下行之。而之間、床衆毎年雖^レ成^レ鬱、空経^二数年^一之処、至^二建仁二年^一、為^二大衆并政

所御沙汰、重々経^二沙汰^一以^二彼納斗^一始下行之。仍満寺衆散^二年来之愁訴^一了。

年預五師が担当した時に饗料が不足したり下行升が定まらなかったのは、年預が毎年交替するため継続性が乏しかったのだろう。覚仁が黒田荘の本升・御封升を用いたのは、黒田荘の経営に活躍していたからである。また床衆（華嚴会色衆）が収納升と下行升が違うことに不満を抱きながらも覚仁を解任しなかったことは、覚仁の担当になって収取が安定したことを推測させる。覚仁は経営手腕に長けた東大寺僧であるために起用されたと考えられる。しかしそれだけではないだろう。東大寺は寄進本主の子孫に収納を統括させることで、円滑な収納を期待したのであろう。

では覚仁が年預に代わって収納を統括するようになるのはいつからだろうか。覚仁が黒田荘などの寺領経営に直接に関与し始めるのは、威儀師として活動するようになる天承二年（一一三三）以降である⁽²⁴⁾。また元永二年（一一一九）・元永三年（一一二〇）・天承元年（一一三一）は別当等が華嚴会の料物を供出しており、この間は華嚴会免田の饗料収納が滞っていると考えられる。覚仁が担当していれば収納が円滑であるとすれば、天承頃までは年預五師が饗料の収納を担当して

おり、覚仁は関与していなかったと思われる。

覚仁と華嚴会免田の関係については①保延三年(一一三七)注文が領主を「○○領」と注記しているなか、覚仁だけ「見領」と記していることに注意したい。この「見領」は覚仁が上土田荘の多くを手放したことに對する意味合いとも考えられるが、注文の作成者が覚仁であり、自領であるため「見領」と記したのではなからうか。この推測が正しければ覚仁が内平群における饗料の収納に携わるようになったのは保延三年の頃と考えられる。

また覚仁は少なくとも一度は華嚴会米の担当を外されている(後掲史料H)。久安四年(一一四八)や平治元年(一一五九)には華嚴会米の収納が滞っていた徴証がある。⁽²⁶⁾この頃、覚仁は饗料の担当を外されていたのではなからうか。その後、覚仁は復帰して収納を立て直し、承安五年(一一七五)を最後に退いた。⁽²⁷⁾

そのあとは妻の尼真妙が内平群における饗料の収取を引き継いだ。華嚴会米の未進を解消するため、真妙は建仁元年(一一〇一)に官使・寺使を申し下し、負名に引き合わせようとした。⁽²⁸⁾ところが官使・寺使と近隣の住人との間で鬭乱となり、東大寺は会料未進と官使凌辱について真妙を訴えた。

この相論において両者は次のように述べている。⁽²⁹⁾

H 昔も寺家改^二覚仁之沙汰^一、付^二他人^一、被^レ催^二促^レ饗料^一之由、覚仁申候き。當時も早被^レ止^二尼沙汰^一、寺家補^二他人^一可^レ試也。

I 覚仁者、依^レ為^二慶寿之末孫^一、寺家付^二催促之沙汰^一。真妙者、依^レ為^二覚仁之後房^一、又相継令^二奉行^一許也。

東大寺は真妙が領主ではないと主張するが(I)、真妙は他人には担当できないと言わんばかりである(H)。この相論の結果は未詳であるが、建仁二年に下行升が改められているので(史料G)、相論は東大寺に有利に展開したのではなからうか。

二 一三世紀の吐田荘

1 沙汰人

正安元年(一一八八)の東大寺年中行事用途帳は華嚴会色衆について、「請僧百八十人。僧供、寄進田在之。口別一斗三升歟」と記し、「非^二執行奉行^一。別納所人在^レ之。年預五師沙汰」とする。⁽³⁰⁾華嚴会の僧供つまり色衆饗膳は年預五師が管轄し、そのもとに納所が置かれていた。執行は別当のもと

寺務を担う三綱の上首であり、華嚴会齋料の収納に別当は関与していない。この用途帳に「但東床齋料者、定嚴越前公跡沙汰歟」と朱書されているように、一三世紀の華嚴会免田は

東床齋料と西床齋料に分けられており、別個に経営されていた。東床・西床とは華嚴会の色衆が東西の座に分かれて床子に着くことに由来する。本章では東床齋料とされた内平群の免田について検討する。

前章で論じたように内平群の免田は種々に伝領されたが、一三世紀の華嚴会免田は上吐田荘と下吐田荘において収納された。

尼真妙の後、一三世紀前半に東床齋料の收取に関わった人物として慶遍・覚寛がみえる。慶遍は興福寺僧であるが、本師は東大寺僧寛詮であった。天福二年（一二三四）に慶遍が没すると、覚寛が華嚴会料田の東床分の「沙汰人職」を伝領し、子息九郎が沙汰人代となり、代官貞久を置いた。嘉禎四年に東大寺の三綱等は華嚴会免田が興福寺によって点定されたことを訴えるなかで、覚寛による未進や下行升の不正に言及している。

この沙汰人は正安元年の東大寺年中行事用途帳にみえる「納所」に当たる。それは尼真妙をへて覚仁にまで遡るだろう。

覚仁が納所と呼ばれたことは確認できないが、実質的に覚仁が最初の納所であったと考えてよいだろう。

2 上吐田荘

上吐田荘はすでに一二世紀から多くの領主に切り売りされていたが、真妙は進官役を解除して免田を売却し、その分の負担を売れ残った田地に懸けていた。建保初年（一二一三—一八頃）に真妙は上吐田荘の残りを興福寺僧の弁豪に売却した。買い取った田地は重い進官役を負っていたため、弁豪は興福寺別当雅縁と連携し、進官免田の復興を始めた。

弁豪による復興は二度にわたって紛争を引き起こした。一回目は建保六年（一二一八）八月、興福寺によって上吐田荘のうち進官役を勤めない領主の坪々が点定された事件である。興福寺は本来の進官免田を坪ごとに点定したため、同じ坪にある華嚴会齋免田も点定された。

しかしこの時、進官免田の回復は実現しなかった。後の相論で東大寺側は、地主等が興福寺に子細を申し入れたところ点定は取りやめになったとする。一方、興福寺側は「買人等請文案三通」を示し「宗たるの輩、自今以後、進官役に随ふべきの由、請文を進め畢ぬ。…しかるに寺家（別当雅縁）御

得替の間、事を左右に寄せ、なほ所勘に随はず」と反論した。⁽³⁹⁾これは興福寺側の主張が正しく、進官役の復興は一部の地主の了解を取り付けたものの、別当の交替によって完遂しなかったのであろう。

二回目は嘉禎四年(一二三八)であり、再び興福寺が進官免田を点定した。華厳会免田二町九段(三町ともいわれる)も点定されたため、華厳会料米の沙汰人代貞久は事情を記した書状を副え、東大寺に注進状を送った。⁽⁴⁰⁾

J 早為「地主沙汰」、訴「訟東大寺」、彼御札於可「被」拔也。不「然者、床糞料、一切不」可「勤仕」之由、百姓、面々所「訴申」也。

K この田ニハ奈良・信貴山・田舎まちまちに地主ましまし候か、此田かもつかん領になり候て御公事かつき候はん上ハ会料米ハ一切究済仕まじきよし面々ニ地主申候也。

百姓つまり作人には訴訟の当事者能力がないため、地主が訴訟の主体となり東大寺を動かすことを求めている。これをうけて東大寺は四月、朝廷に訴えた。⁽⁴¹⁾

この訴訟は三年を経ても裁許が下されず、延応二年(一二四〇)三月、東大寺の求めによって官使が派遣されることになった。⁽⁴²⁾上吐田荘には一乘院領・興福寺別当円実領(大

乘院領)の百姓等が出作していた。大乘院は官使・東大寺が直接に所当を催促するよう命じたが、院家の使者を遣わすことはなかった。一乘院は使者を遣わし領内の百姓等が華厳会料田を対捍することを戒めた。しかし一乘院領・大乘院領から出作している百姓は官使の尋問に応じなかった。また上吐田荘の百姓等も弁豪や下司清俊に同調し、官使の尋問・実檢に「応じなかった。そのほか官使は下吐田荘下司であり華厳会料米収納使でもある清光を召した。しかし清光は一乘院領に居住していることを理由に「応じず、」実檢の事は、沙汰者たるといへども、その里坪を知らざるにより、出対に及ばず」と上吐田荘の実檢に立ち会うことを拒否した。

3 下吐田荘

華厳会免田の回復は難しく、宝治三年(一二四九)三月、東大寺三綱等は再び東床糞料の断絶を朝廷に訴えた。そこでは次のように記されている。⁽⁴³⁾

L 此料田之内、於「下吐田庄」者一乘院家領百姓等又兼「百姓」之故、依「本所之誠」、糞料所「不」令「怠懈」。至「于上吐田庄」、乍「置」田畝「何可」招「凌替」哉。

上吐田荘では糞料の収納が滞っているが、下吐田荘は領主

が未詳であるが一乗院領の百姓が耕作しており、百姓は本所一乗院の誠めによって饗料の進納を怠らなかつた。

延応二年三月一八日付けで安明寺御莊下司平群永安と兼殿莊下司乗蓮の請文が、同二〇日付けで福基寺御莊南方下司平清光の請文が残されている。⁽⁴³⁾これら三通は各莊の百姓が下吐田莊の華嚴会免田を兼作しているため、「御使下知」にしたがつて華嚴会米を勤仕することを約したものである。請文が作られたのは華嚴会の式日を過ぎた頃であるが、先に述べたように、その頃は上吐田莊実検のため官使と東大寺使が下向していた。その東大寺使が請文の「御使」であり、下吐田莊についても会料米の督促をしたのではなからうか。

請文を出した安明寺莊・兼殿莊・富基寺莊は一乗院領であり、宝治三年奏状(史料上)が述べることに一致している。福基寺御莊南方下司の平清光は、官使中原康重が下吐田莊の下司として言及した清光であろう。清光は上吐田莊の実検には応じなかつたが、華嚴会米の収納については寺使に約したのであろう。

また安明寺御莊下司の平群永安は華嚴会免田の領主でもあつた。建長元年(一二四九)の内平群郷字御栗原領主等言上状案は、中条四里一一坪二段を二人の領主(地主)僧範常・

平群永安が、吉田御莊領ではなく東大寺華嚴会免田であると⁽⁴⁴⁾して、点定を免除するように訴えたものである。この坪は一二期の年末詳注文⁽³⁾では正助入道領であり華嚴会免田三段があつた。

華嚴会料は加地子による支弁が不安定であるために雑役免田を料田として華嚴会免田が成立した。しかし免田であつても、華嚴会米の収納は、領主の意向や百姓、その本所の動向に大きく左右されたのである。

三 一三世紀の福田莊

1 損免の相論

西床饗料の福田莊は、吐田莊が種々に分割されて伝領されたのに対し、慶寿の時から一莊として伝領された。この莊は一三世紀中頃に損免をめぐる百姓と東大寺の相論に関わる史料が残されている。

文永年間と思われる申状のなかで福田莊百姓は、損耗による饗料の免除を東大寺に求めた。東大寺は「当会米者、寄進之初、損亡之時者、以⁽¹⁾熟年之分⁽²⁾可⁽³⁾弁入⁽⁴⁾之由、有⁽⁵⁾契約⁽⁶⁾」と主張し、損耗の時は熟年の分で華嚴会米を納めるべきだと

述べる。一方、百姓等は次のように反論した。⁽⁴⁶⁾

M 此条全以百姓等不承及。就中、熟年之時者、隨地之善悪、地主被召高斗代所當之上者、有何余分、百姓等可經損亡年之役哉。且可有御遺迹。然者、既仁治以後四ヶ度、或蒙全損、或被遂毛見了。至当年、何不蒙御斗哉。

熟年の時は地主の収取が厳しいため余剰がなく、仁治年間(二二四〇)～(二二四二)以降すでに四度の損免が認められているという。しかし仁治から文永まで三〇年余の間に、全損による免除と内検による損免の認定とが四回のみであるとすれば、損免の頻度はかなり低い。

同じく文永年間、東大寺の勾当栄実(47)は福田荘の饗料について次のように述べる。

N 段別壹斗式升加地子、合拾石庄升定備進送年序了。而建長・正嘉両年、不知案内年預、任申乞、不及衆中披露、無左右、下検見使之間、即為衆徒之沙汰、被行罪科。

福田荘は段別一斗二升で合わせて一〇石を納めることになっており、田数を計算すると八町三段ほどになる。福田荘の免田数が七町余であることを考えると、会料としては妥当な

額である。ただし一〇石という額は、免田数と斗代の積算ではなく、一荘で一〇石を納めるといふ契約が成立していたのであろう。

以上のことを考え合わせると、福田荘の饗料は、軽度の損耗ならば検見することなく荘升で一〇石という額が定められており、大損亡に限って検見が行われ免除・損免が認められたのであろう。

また年預五師が衆議を経ずに検見使を下したことで罪科に問われているのは、検見使の downward が損免認定に直結するためであろう。栄実が「建長」として言及するのは、建長三年(二二五二)の検田帳や建長四年の定米注文にみえる情況であろう。⁽⁴⁸⁾ 前者では「華厳会田六丁」のうち皆損が二町六段、得田が三町四段、定米が二石二斗ほどである。⁽⁴⁹⁾ 後者は田数が未詳であるが五石一斗が進上されている。

2 納所

検見使の downward について年預五師の責任が問われていたように、華厳会米の収取は年預が責任を負っていた。しかし通常の収納業務は年預ではなく納所が行っていた。

正応二年(一二八九)に明賢は年預五師実専に「西床饗料

三口」が未下行となつてゐるため、莊米による支弁が期待できなければ「別納之物」で賄うことを約束している。⁵⁰⁾

また正応三年には年預所は福田莊の沙汰人・百姓等に対し、「納所左衛門督公実雅」が当年の華嚴会米を着服したため、「彼納所管領所務下知」に従つてはならないことを「満寺衆議」によつて下知している。⁵¹⁾ それに対し同年十一月、福田莊沙汰人等は「任員数」、明春大会近日、如「仰可令運」上于年預所「者也」と約している。⁵²⁾ 正応三年の華嚴会は東大寺の訴訟によつて四月二八日に実施されており、この間に実雅は饗料を流用したのであろう。

饗料は秋に収納した稲を翌年の饗料に宛て、華嚴会の前に納入すべきものであった。しかし文永年間における納入期限は九月であり、華嚴会料米の納入と下行には半年以上の時間差がある。納所は年預のもとで収納の実務を担当するだけではなく、饗料の収納と下行に生じる時間差を埋めることも担つていたのでと思われる。

3 領主と荘司

文永年間における会米の未進について、東大寺下所司(勾当)の榮実は次のように述べている。⁵³⁾

〇 同六年、華嚴会勤行以後、任（文本）例可「下行」由、福田庄領

主尼公之許相尋之処、去年依「不」被「下」檢見使、於「作毛」者不「及」苻取「之」。而為「牛馬」失了云々。(中略)

…而度々加「譴責」之処、又申云、此所者二階堂御領。

非「苛法之沙汰」、不「可」叶之由、令「号」申「之間」、申「

入子細於「院家」之処、為「東大寺領」、先為「本所沙汰」

可「責伏」。其時猶令「号」申「院家」令号申者、重可「有」御

計「旨就」被「仰出」、時刻又衆議、九月之間、於「作稻」

立「点札」了。仍百姓、当年床饗不「可」懈怠「之由」、依

出「請文」、拔「点札」了。

文永六年、東大寺が会米の進納について領主の尼公に問い合わせたところ、尼公は前年に検見使が下向しなかつたため稲が牛馬に喰われたと言いつつした。さらに問い詰めたところ、福田莊は二階堂つまり興福寺喜多院の所領であるため、⁵⁴⁾ 厳しい取り立てが必要であると答えた。領主(地主)の尼公は所領を二階堂に寄せていたのである。そこで東大寺は喜多院に申し入れ了解を取り付けて田地を点定したため、百姓も会米の進納を約したのである。この時の請文が残されており、⁵⁵⁾ 西床饗料一〇石を九月中に進納することになっている。東大寺は領主の同意を取り付けたことで、強硬な手段を成功に導く

ことができたのである。その後、文永二年にも一〇石を九月二五日までに納めるという百姓・沙汰人等の請文が出されている。⁵⁷⁾

文永六年の百姓請文は円蔵が沙汰人として連署しており、円蔵の書状を副えて東大寺に送られた。⁵⁸⁾沙汰人円蔵は文永一年・正応三年の百姓請文にも連署している。また円蔵は建長三年の検田帳や同四年の定米注文に下司として署判している。円蔵は建長三年(一二五二)から正応三年(一二九〇)まで下司⁵⁹⁾沙汰人として、在地において百姓を取りまとめ、東大寺に会米を納めていた。日常的な莊園経営に地主⁶⁰⁾領主が関与することは少なく、下司⁶¹⁾沙汰人が東大寺そして領主との交渉の窓口となっていたのであろう。

しかし未進が重なるなど異常な状況に対しては、領主に解決が求められ、領主の責任が問われた。栄実は収納の期日が守れない場合は「領家職」を惣寺に去り出すのが慣例だと言っている。⁶²⁾澤勝博が論じるように、それは未進に対する地主⁶³⁾領主の責任を表しているのである。

おわりに

華厳会免田の収納は一二世紀初頭に大衆に委ねられ、年預

五師が収納を担当した。この頃から福田荘と土田荘(内平群)とは別個に収納が行われていたと考えられる。しかし収納が滞ったため年預のもとに納所⁶⁴⁾沙汰人が置かれ、それは十三世紀後半まで続いた。

最初の納所が覚仁であり、中断をはさんで、承安五年まで内平群を担当した。その後、覚仁の後家、慶遍、覚寛が納所であった。内平群の免田は多くの領主に分有されており、所領ごとにもしくは所領を組み合わせて名としたが、覚仁が退いた後は上土田・下土田の二つに基本的な収納にまとめられてくる。しかし多数の領主が免田を領有しており、また進官免上吐田荘との相論もあった。東大寺の定めた収納使が名主(負名)を通じて百姓⁶⁵⁾作人から収納したが、円滑な収納は難しかった。

一方、福田荘は一荘として伝領され、下司のもとで百姓が定額の饗米を進納した。収納状況は内平群の免田よりも円滑であったと思われる。福田荘にも明賢・実雅という納所が一三世紀に見えるが、一二世紀の納所は未詳である。しかし保延三年注文が覚仁の作成であるとすれば、最初の納所は覚仁であったのではなからうか。

保延三年から承安五年まで福田荘と内平群とは華厳会免田

の田数がほぼ均等に配されていた。これは覚仁のもとで調整が行われたのではなからうか。一三世紀にみえる東床饗料・西床饗料という区別も、覚仁によって始められた可能性があるだろう。

華嚴会免田や進官免田は雑役免という点で共通する。雑役が免除されたのは東大寺・興福寺に一定の課役を勤めるからである。寺家が検田権を獲得したり賦課を増加したりすることもあったが、その基本的な権益は定められた課役の収取権に限られている。寺家が収取権を持つという限りにおいて免田は寺領もしくは寺領荘園である。そして東大寺が真妙の領主権を否定しようと試みたように、相論において寺家が領主であると主張することもあった。しかし免田の所有権は寺家ではなく領主（地主）にあり、領主にとって寺家は負所の一つである。寺家の収取権と領主の所有権とを同列に扱うことはできない。免田からの収納が滞った時、地主の領主権（領家職）を没収すると寺家が主張するのは、寺家が所有者ではないことを端的に示している。

荘園研究では大和国雑役免荘園を典型的な例として雑役免荘園という類型が立てられてきた。しかし荘園を収取権の配分ではなく土地所有権から見るのであれば、雑役免荘園とい

う所有類型は成立しない。大和国に限らず山城国など畿内近国における荘園については、権門・寺社の収取権と所有権を丁寧に見分ける必要があるだろう。^①中世の人々にとっても、その違いは厳密で明瞭であつたに違いない。

註

- (1) 以下「はじめに」は、佐藤泰弘「東大寺華嚴会免田と香葉免田」（大和を歩く会編『シリーズ歩く大和Ⅰ 古代中世史の探究』法蔵館、二〇〇七年）を参照。なお吐田荘に関しては谷口研語「大和国吐田荘をめぐる興福寺と東大寺」『法政大学大学院紀要』二、一九七九年、澤博勝「鎌倉期大和国における寺領支配の一類型」『地方史研究』二二五、一九九〇年）が寺僧領主・私領主に焦点を当てて論じている。本稿も領主の動向に注目するが、谷口・澤ともに一二世紀の分析が手薄であり、検討の余地が残されている。

- (2) 下地が重ならないように定められたとは限らない。田村憲美「平安時代の条里制と寺僧私領」（海老澤衷編『講座水稲文化研究Ⅰ 古代・中世仏教寺院の水田開発と水稲文化』、早稲田大学水稲文化研究所、二〇〇五年）。

- (3) 慶寿は天喜六年、土田荘内に長福寺を建立し、田畠を施入した（天喜六年一〇月九日慶寿長福寺田地施入状、『平

安遺文』八九六)。その田地は華厳会免田の上土田荘と重なっている。久野修義「中世寺院と社会・国家」(『日本中世の寺院と社会』、塙書房、一九九九年。発表は一九九三年。二九七頁)参照。

(4) ①保延三年三月日華厳会床饗免田名々注文案(『平安遺文』二三六五)、②承安五年華厳会饗勤否注文案(『平安遺文』三六七六)、③年未詳華厳会床饗免田注文案(『平安遺文』二三六五)。『平安遺文』は①と③を一通の案文として翻刻しているが、二通である。

(5) 「知事実円」は寿永二年(一一八三)三月日興福寺食堂造管段米未進注文(『平安遺文』四〇八一)に上吐田荘一二町一段余の領主としてみえる興福寺僧伊賀公実円である。「兼秀」については註10参照。

(6) 泉谷康夫「華厳会免田について」(『歴史学研究』二八四、一九六四年)は領主による立券を想定しているが、土田荘が分割されただけであり立券を想定する必要はない。

(7) 久安四年九月二五日雜役免顛倒注文(『平安遺文』二六五四)。

(8) 後掲史料E。作人が福貴寺の官物三斗代を饗料を除いて二斗代で弁済している。

(9) 久安四年九月二五日雜役免顛倒注文(『平安遺文』二六五四)。平治元年八月日東大寺雜役免野宮柴垣支配料

案(『平安遺文』三〇二二)では福田荘一〇町のみ載せられている。

(10) ①「兼秀」二段二四〇歩は②勢違名に「顕秀本領」二段二四〇歩として含まれている。①「武重」は一条院領であり、②兼殿勢尊名(成重小荘)は一条院領の兼殿荘に含まれるので、両者は関係するのだらう。また①国重と②勢与名は田数が一致しており、継承関係にあるのかもしれない。

(11) 二〇余前は論田となっており、相論が決着するまで饗料が進納されていなかったのではなからうか。

(12) この注文は饗料の収納に即した文書であるが、そこには損免による控除が全く見えない。これは承安五年に損亡がなかったというような偶然ではないだらう。建仁元年(一一二〇)、東大寺は尼真妙との相論において次のように述べている(建仁元年四月日東大寺三綱等申状土代、『鎌倉遺文』一一〇六)。

領主
件料田者、康平年中本願主威儀師慶寿所寄進也。
尽未来際、饗膳為令不断絶、免除万雜事、
依令弁済段別一斗、作人悦軽役之故、縦雖
有希代之旱水、全所無未済也。

内平群では軽役ゆえに損免を考慮しないという取取形態が取られていた。雑役を免除したうえで反別一斗の饗役だけを勤めればよいのである。なお損免を考慮しないことは、

後述する福田荘についても言われている。

- (13) 泉谷「華嚴会免田について」前掲、四二頁の注3。②「紀源次」が③「源次入道」として出家していること、②「成重小庄と号す」と書かれた「兼殿勢尊名」が③では「小庄」とのみ記され「成重小庄」の呼称が定着していることなどが根拠である。

- (14) 東条三里三三坪で二二〇歩減っているのは、注文③の書き漏らしではなからうか。

- (15) 注文①②の間に作られた久安四年の雑役免顛倒注文にみえる内平群の田数は二二町と本来のものに近い（久安四年九月二五日雑役免顛倒注文、『平安遺文』二二六五四）。福田荘に新たに免田を置いたのか、内平群の免田を収納のうえで福田荘に繰り入れたのか、実情については更に検討したい。なお平治元年（一一五九）八月日東大寺雑役免野宮柴垣支配状案（『平安遺文』三〇二二）で福田荘に一〇町分が賦課されているのは、福田荘の免田数が調整された状態を反映しているのではなからうか。

- (16) 正治二年維摩会不足米餅等定（『鎌倉遺文』一五五九〇）。
- (17) 注文①で清貞が進納した一町七段余が仲清に継承されたのではなからうか。

- (18) 乾元二年閏四月日僧貞弘申文（『鎌倉遺文』二二五一八）に「貞弘之義祖平大夫仲清法名蓮西曾祖父慶寿威儀師」とある。なお貞弘は文治四年二月二日蓮西讓状案（『鎌倉遺文』

- 補七八）、嘉祿二年二月八日宗慶讓状案（『鎌倉遺文』補七八八）、建長二年八月一〇日僧定舜讓状案（『鎌倉遺文』七二二三）、弘安一〇年三月九日熊石太郎讓状案（『鎌倉遺文』一六二二一）という下土田の名主職に関する文書もとに、福田荘の名主職を手に入れようとしている。貞弘申状は作為があるが、訴訟の目的からすれば、伝領の経緯を記した部分は正しいと思われる。

- (19) 文治四年二月二日蓮西讓状案（『鎌倉遺文』補七八）。

- (20) 覚仁については久野修義「覚仁考」（『日本中世の寺院と社会』前掲。発表は一九八〇年）。

- (21) 北土田荘（上吐田荘）は進官免田も含んでおり、後述するように、覚仁の後家真妙に伝えられている。しかし保延三年に華嚴会免田一町二段を有した実円は、後に上吐田荘一二町一段余の領主として見えている（寿永二年三月日興福寺食堂造宮段米進注文、『平安遺文』四〇八一）。また③年未詳注文では末行が上土田の免田二町八段ほどを集積している。この実円・末行が覚仁の一族である可能性もある。上吐田荘の伝領関係については、更に検討したい。なお名の数も減っていることは、覚仁が収納担当を退いたことよって、名の編成が進めたからではなからうか。

- (22) 京都大学所蔵狩野菟集文書一〇九八。京都大学所蔵の狩野亨吉菟集文書のなかに、華嚴会免田に関する一一点の

文書・帳簿を一筆で書き上げたものがある。傷みが著しい部分もあるが、その二一点は以下の通りである。文書名の下の数字は『平安遺文』の文書番号。

①慶寿起請 「一」月二八日 八九七

②華厳会料田坪付 □□八年三月 二日 八九八

③東大寺三綱五師等解 嘉承二年正月一〇日 一六六九

④東大寺「」下文 天仁三年三月 九日 一七一七

⑤免田支配状 承安五年 月 日 三六七六

⑥華厳会饗勤否注文 二二二六五

⑦坪付

⑧華厳会免田名々注文 保延三年三月 日 二二六五

⑨長福寺坪付

⑩慶寿長福寺田地施入状 天喜六年一〇月九日 八九六

⑪華厳会饗料下行升由緒記録

この案文は内平群の免田に関わる主要な文書を網羅しており、一三世紀のものと思われるが、作成の契機などについては更に検討したい。また東大寺図書館所蔵文書のなかには④③⑤の三点を載せた一筆の案文と④の案文とがある。

(23) 久野「覚仁考」前掲。

(24) 久野「覚仁考」前掲。

(25) 佐藤「東大寺華厳会免田と香菜免田」前掲の表1。

(26) 久安四年九月二五日雑役免顛倒注文〔平安遺文〕二六五四、

平治元年八月日東大寺雑役免野宮柴垣支配状案〔平安遺文〕三〇二二。

(27) 覚仁の死没年は未詳であるが、大治二年(一一二七)に権都維那として見えるのを初見として、五〇年間の足跡を残している。覚仁は饗料の収取を離れた三年後、治承二年(一一七八)に勘当を蒙って東大寺を離れている。これが終見である。

(28) 建仁元年の官使凌穢事件において真妙は、「沙汰人地藏丸、為_レ致_二会日之勤_一、相_二具料米_一、罷_二向彼所_一之間、官使等下向云々」と、沙汰人地藏丸が華厳会米を東大寺に届けていた留守の間に官使が下向したと説明している(建仁元年四月日尼真妙陳状案、『鎌倉遺文』二二〇五)。この地藏丸は真妙の代官であり、沙汰人は真妙であろう。なお真妙が書状のなかで華厳会の沙汰を「山しなもとにゐたるものさた」つまり興福寺の関係者が沙汰すると不評であると記しているが(尼真妙陳状案、『鎌倉遺文』一一九〇)、これは真妙の息子が興福寺僧であることを指しているのであらう。

(29) 建仁元年四月日東大寺三綱等申状土代〔鎌倉遺文〕二二〇六。

(30) 正安元年一月日東大寺年中行事用途帳〔鎌倉遺文〕二二〇三八。

(31) 越前公宗殿は弘安から文保にみえる東大寺僧である。

- (32) 天福二年五月二日藤原氏女田島寄進状（『鎌倉遺文』四六六三）。
- (33) 嘉禎四年四月日東大寺三綱等申文案（『鎌倉遺文』五三三七）。三月一日貞久書状案（東大寺図書館所蔵文書一―二五―二四〇）の端裏書に「覚寛子九朗代官源七男状案 三月十一日」とある。
- (34) 嘉禎四年四月日東大寺三綱等申文案（『鎌倉遺文』五三三七）。年代的に考えると、慶遍が真妙から沙汰入を継承した可能性がある。真妙の子息には興福寺僧がいたが（尼真妙陳状、『鎌倉遺文』一一九〇）、それが慶遍かもしれない。
- (35) 延応元年四月日上吐田莊沙汰人陳状案（『鎌倉遺文』五四二三）。延応二年三月日東大寺三綱等重申状案（『鎌倉遺文』五五四五）。建保六年八月一〇日上吐田莊買主等交名案（『鎌倉遺文』二三九〇）を検討すると、弁豪が買った田地は四町三段三〇〇歩と推定できる。
- (36) 安田次郎「雑役免莊園と院家領莊園」（『中世の興福寺と大和』、山川出版社、二〇〇一年。発表は一九九〇年）。弁豪は上吐田莊を唐橋大納言家領に寄進していた。
- (37) 建保六年八月一〇日上吐田莊買主等交名案（『鎌倉遺文』二三九〇）。
- (38) 嘉禎四年三月日華嚴会床饗料田数注文（『鎌倉遺文』五二二六）。
- (39) 延応元年四月日上吐田莊沙汰人陳状案（『鎌倉遺文』五四三三）。
- (40) 嘉禎四年三月日華嚴会床饗料田数注文（『鎌倉遺文』五二二六）、三月一日貞久書状案（東大寺図書館所蔵文書一―二五―二四〇）。史料Jは前者、史料Kは後者。
- (41) 嘉禎四年（一二三八）四月日東大寺三綱等申状案（『鎌倉遺文』五三三七）。この訴訟については、田村「平安時代の条里制と寺僧私領」前掲が指摘するように、訴訟当事者が上吐田莊の領主から興福寺へと交替し、以下のような文書が残されている。
- 嘉禎四年一〇月五日上吐田莊沙汰人言上状（『鎌倉遺文』五三二二）
- 延応元年（一二三九）四月日上吐田莊沙汰人陳状案（『鎌倉遺文』五四二三）
- 延応元年七月日興福寺修理小目代権専当義信言上状（『鎌倉遺文』五四六〇）
- 延応元年八月二日東大寺小綱教千申状（『鎌倉遺文』五四六一）
- 延応元年八月二日東大寺重訴状土代（『鎌倉遺文』五四六二）
- 延応元年八月日東大寺重訴状土代（東大寺図書館所蔵文書四―一三〇）
- 東大寺は点定された田地に東床饗料免田が含まれている

と主張した。これに対して上吐田莊沙汰人は、かつて華厳会米沙汰人の千得法師が「件所役者、華厳会東床饗百九十前内、福田庄百九前、下土田八十一前也。是皆被_レ除_二進官坪_一、被_レ充置_一之間、無_レ懈怠_一者也。又上吐田庄内、号_二新華厳会田_一二町余在_レ之。今被_レ点定_一坪々也。但於_二其所_一当米_一者、不_レ令_レ進_二濟東大寺_一、私名主得分也」と述べたとして、東床饗料田は福田莊・下土田であり上吐田莊に華厳会免田は存在しないこと、上吐田莊にある新華厳会田は名主の得分であることを主張する。これは上吐田莊の饗料負担を拒否するための虚言と思われる。ただし新華厳会田については、領主が免田の割換えなどを行っていた可能性がある。例えば建保六年に点定された華厳会免田のなかに東条三里一四坪の四段があるが、この坪は一二世紀の注文み見えない。

- (42) 延応二年二月二三日東大寺重訴状土代〔鎌倉遺文〕五五二七、延応二年三月二日官使中原康重言上状案〔鎌倉遺文〕五五四三、延応二年三月日東大寺重訴状案〔鎌倉遺文〕五五四五。なお官使について小原嘉記「平安後期官使派遣の特質」〔ヒストリア〕一九二、二〇〇四年〕。
(43) 宝治三年三月日東大寺三綱等奏状案（東大寺図書館所蔵文書一―二四―一八九）。

- (44) 延応二年三月一八日安明寺莊下司平群永安請文〔鎌倉遺文〕五五三七、延応二年三月一八日兼殿莊下司乘蓮請

文〔鎌倉遺文〕五五三八、延応二年三月二〇日福基寺莊南方下司平清光請文〔鎌倉遺文〕五五四一。

- (45) 建長元年四月二六日内平群郷字御栗原領主等言上状案〔鎌倉遺文〕七〇七二。

- (46) 年月日未詳福田莊百姓等言上状〔鎌倉遺文〕一〇四八九。

- (47) 年月日未詳東大寺下所司栄実陳状（東大寺図書館所蔵文書一―二四―三三）。栄実は検見使を下した年預五師を批判するが、建長の検田帳・定米注文は日下に栄実が連署している。栄実もまた「不知案内」であったのかもしれない。

- (48) 建長三年閏九月六日福田莊花厳会田検田帳〔鎌倉遺文〕七三六三。建長四年一〇月三日福田莊定米注文〔鎌倉遺文〕七四八一。

- (49) 建長三年の検田帳の「華厳会田」が六町であるのは、水不足で作付けされなかった田地があるのである。年月日未詳福田莊百姓等言上状〔鎌倉遺文〕一〇四八八によると福田莊は「天水」に依存しており、干損の被害を被っている。

- (50) 正応二年五月一〇日明賢請文〔鎌倉遺文〕一六九九六。
(51) 正応三年五月二日東大寺年預所下文案〔鎌倉遺文〕一七三三九。

- (52) 正応三年一月一四日福田莊沙汰人等請文〔鎌倉遺文〕一七四七八。

- (53) 正応三年五月二日東大寺年預所下文案〔鎌倉遺文〕一七三三九。
- (54) 年月日未詳下所司栄実陳狀(東大寺図書館所蔵文書一—二四—三三)。
- (55) 喜多院二階堂の所領に福田荘がみえる〔史料纂集 三 簡院家抄〕第一、八頁)。尼公は下地を留めて上分を寄進したのであろう。
- (56) 文永六年九月七日福田莊百姓等連署請文〔鎌倉遺文〕一〇四九〇)。
- (57) 文永一年九月五日福田莊沙汰人百姓等請文〔鎌倉遺文〕一七一二)。
- (58) 文永六年九月七日福田莊沙汰人蔵円書狀〔鎌倉遺文〕一〇四八七)。
- (59) 文永六年九月七日福田莊沙汰人蔵円書狀〔鎌倉遺文〕一〇四八七)は目下に「沙汰人蔵円」とあり、端裏書は「下司請文」となっている。
- (60) 年月日未詳東大寺下所司栄実陳狀(東大寺図書館所蔵文書一—二四—三三)。
- ここで栄実は「過其期限之時、被_レ退_二出領家職於惣寺_一者傍例也」と述べているが、この領家職とは地主_二領主_一である尼公のことと考えるのが妥当である。領主の責務については澤「鎌倉期大和国における寺領支配の一類型」前掲が的確に論じている。
- (61) 大和国の雑役免莊園は寺僧・院家などの所領・莊園に

設定された得分権であり、谷口・澤・田村が論じるように私領と負所の関係である。また雑役免莊園と院家領莊園が混同されてきたが、泉谷康夫・安田次郎によって両者が異なる莊園であることが明らかになったものの、安田は「寺門の雑役免莊園が院家領莊園に吸収・合体されてゆくケース」があると論じている(安田「雑役免莊園と院家領莊園」前掲一九〇頁)。しかし両者は負所と私領という関係であり、「吸収・合体」という表現は正確ではない。